

2020年日本臨床漢方医学会 定期総会

議事次第

- 議案1. 2019年度 庶務報告
- 議案2. 2019年度 事業報告
- 議案3. 2019年度 決算報告 及び 監査報告
- 議案4. 2020年度 事業計画案
- 議案5. 2020年度 予算案
- 議案6. その他

議案1. 2019年度 庶務報告

2019年度 庶務報告

■ 会員の入退会について

新入会：75名

退会者：30名

うち物故者：3名

(田村 啓彦先生、小田桐 覚先生、芳賀 俊彦先生)

うち会費未納による退会：5名

他、廃業など都合による退会：22名

会員総数：497名(2019年4月末)

議案2. 2019年度 事業報告

2019年度 事業報告

1. 定期総会 および講演会 6/29
2. 会報発行 第21巻第1号 10/25
3. 政治活動
 - 武見敬三議員 セミナー・決起集会 3/7 5/27 10/24
 - 松本純議員 会合・セミナー 6/17 10/21 12/9
 - 衛藤晟一議員 セミナー・決起集会 6/12 12/10
 - 羽生田たかし議員 出陣式 7/4
 - 加藤勝信議員 セミナー 11/11
4. 漢方家庭医講習会の開催
2/17 3/30 7/6 7/28 8/31 10/26 11/16 11/30
5. ホームページ(HP)・フェイスブック(FB)の運営・管理
6. 一般向け、および会員向けのメールマガジン配信

議案3. 2019年度 決算報告

2019年度 監査報告

2019年度 決算・監査報告

(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

収入の部		支出の部	
年会費	4,515,000	人件費	1,920,000
広告収入	170,000	総会費	125,010
預金利息他	8	旅費交通費	1,896
		通信費	481,929
		印刷費	148,298
		消耗品費	53,947
		会議費	26,873
		渉外費	128,180
		宣伝事業費	303,687
		雑費	37,184
		予備費	0
小計	4,685,008	小計	3,227,004
前期繰越金	21,857,271	次期繰越金	23,315,275
合計	26,542,279	合計	26,542,279

2020年2月：日本臨床漢方医会の監査は完了済み

2020年3月：東京都選挙管理委員会で承認済みである

議案4. 2020年度 事業計画案

事業計画案 - 1

1. 会員への情報提供

- ・ ホームページや会報、事務局通信、メルマガ等による情報提供
- ・ 保険による漢方診療のための講習会開催や共催

2. 漢方家庭医制度の確立のために

- ・ 漢方家庭医講習会の全国開催
- ・ 漢方家庭医認証制度を実施する

3. 一般への啓蒙活動

- ・ 市民公開講座の開催
- ・ ホームページ、フェイスブックやメルマガ等による情報提供

4. 国会議員、官僚、マスコミなどへのアナウンス

- ・ 特に国会議員に、引き続き定期的な医会活動状況を伝え、漢方薬の保険適用継続を働きかける
- ・ 特に漢方関連情報を扱うマスコミに対しても、情報を配信し、保険適用継続を働きかける

事業計画案 - 2

5. 生薬問題をはじめとする「漢方の存続の危機」について啓蒙活動を行う
6. 医会の会員方が関係している各地で開催される講演会などに共催・後援を進める
7. 他の学会や医会、内保連などとの連携
8. 厚生労働省へ伝統医薬局(仮称)設立への働きかけ
9. 漢方愛好サポーター制度の設立
10. 漢方の世界遺産化、無形文化財化をすすめる

議案5. 2020年度 予算案

2020年度 予算案

収入の部		支出の部	
年会費	4,000,000	人件費	2,500,000
広告収入	170,000	総会費	220,000
預金利息他	5	旅費交通費	30,000
		通信費	500,000
		印刷費	170,000
		消耗品費	80,000
		会議費	80,000
		渉外費	1,000,000
		宣伝事業費	1,000,000
		雑費	70,000
		予備費	1,000,000
小計	4,170,005	小計	6,650,000
前期繰越金	23,315,275	次期繰越金	20,835,280
合計	27,485,280	合計	27,485,280

議案6. その他

1) 新監事について

林盈六先生が体調不良により、監事を辞任されるため、森久保雅道先生(東京・森久保クリニック院長)が理事会で新たに選出されて承認を得ました。

2) 規約・細則について 特別会員の追記

医会規約

第6条(会員)

会員は次の三者で構成する。

- 1) 正会員(本会の主旨に賛同する日本国の医師、歯科医師)
- 2) 特別会員(細則に定める)
- 3) 賛助会員(本会の主旨に賛同する者で、とくに理事会が入会を認めた者)

医会細則

2)(特別会員)

- イ) 特別会員は、理事長の推薦に基づき理事会が決する。
- ロ) 特別会員の会費は免除する。

3) 報告：細則・執行役員会について追記

医会細則

7)(執行役員会

- 1) 規約第 3 条の当会の目的に即し、早期決定を要する 案件について、理事長が執行役員会を開催する。
- 2) 理事長は副理事長、専務理事を招集し、持ち回り執行役員会や会議を招集することが出来る。
- 3) 議案は過半数をもって決することが出来る。
同数の場合は、理事長が最終判断を行う。